

(仮称) 旭川新アリーナ等整備事業 募集要項 (案)

令和7年10月

旭川市

本募集要項 (案) は、民間事業者から幅広く意見を受け付けるために、本事業実施の素案として取りまとめたものであり、本募集要項 (案) の内容が最終的な本事業の実施スキームになるとは限らない。旭川市は、募集要項 (案) 等に関する個別対話の結果を踏まえて、本事業に係る募集要項等を策定する予定である。

目次

1 共通事項	- 1 -
(1) 趣旨	- 1 -
(2) 事業概要	- 2 -
(3) 募集手続	- 7 -
(4) 選定手続	- 13 -
(5) 契約に関する基本的な考え方	- 14 -
(6) 応募に関する留意事項	- 15 -
(7) 事務局連絡先	- 16 -
2 新アリーナの整備・運営	- 17 -
(1) 事業概要	- 17 -
(2) リスク分担の考え方	- 18 -
(3) 事業の実施状況のモニタリング	- 19 -
(4) 事業破綻時の措置	- 19 -
3 既存公園施設等の指定管理	- 20 -
(1) 事業概要	- 20 -
(2) 指定管理者が行う業務	- 20 -
4 リスク分担表	- 23 -

用語の定義

本募集要項で使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
本事業	(仮称) 旭川新アリーナ等整備事業。
設置許可	都市公園法第5条第1項に基づく許可。公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設を設けようとするときに受ける必要がある許可。
新アリーナ	整備区域内に、事業者が設置許可を受けて設置するアリーナ及びその外構（エントランス、関係者駐車場及び屋外広場）を総称していう。
収益施設	整備区域内に、事業者が設置許可を受け、公園利用者の利便向上を目的として設置する施設。想定される施設は飲食店、売店等。ただし、新アリーナを除く。
整備区域	事業者が自らの費用負担によって整備する区域。1(2)カにおいて示す区域を基本とし、事業者の提案に基づき市及び事業者が協議して定める区域。
連携区域	市が新アリーナの整備と連携して再整備する想定の区域。1(2)カにおいて示す区域。
既存公園施設	募集要項公表時において花咲スポーツ公園に存在する施設であって、1(2)オ(イ)bに示す施設。
既存公園施設等	既存公園施設及び連携区域に市が整備する予定の駐車場、キッズパーク及びニュースポーツエリアを総称していう。
事業者	本事業を実施する民間事業者。
応募者	本事業に応募し、新アリーナ及び収益施設の設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務、既存公園施設等の指定管理業務並びにその他の業務を担うことを予定する、複数の法人によって構成されるグループ。
構成企業	応募者を構成する企業。
代表企業	応募者が構成企業の中から定め、応募者を代表して応募手続を行う企業であって、事業の推進にあたり、事業全体の統括、構成企業間の連絡調整、市その他関係者等の調整窓口等を担う企業。
優先交渉権者	応募者のうち、基本協定の締結を予定する者として市が決定した者。
SPC	特別目的会社。本事業に関連のある事業のみを目的として設立される、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社又は合同会社。
指定管理者	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、既存公園施設等に係る市の条例の規定に基づき、既存公園施設等の管理に当たる者。
募集要項等	募集要項公表時に市が公表する書類一式。具体的には、募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領、基本協定書

用語	定義
	(案)をいう。
要求水準書	要求水準書（新アリーナ等）及び要求水準書（既存公園施設等）を個別に又は総称していう。
事業提案書	応募者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出した書類をいう。

1 共通事項

(1) 趣旨

花咲スポーツ公園（以下「本公園」という。）は、昭和16年に開設した運動公園であり、昭和51年から55年にかけて近隣地である競馬場跡地を買収し、それに合わせて各種運動施設を整備することで、現在の本公園の姿となった。

現在は、北北海道のスポーツ競技の拠点として、全国、全道大会や地区大会が開催されているほか、スポーツ団体の練習場所として、また、市民の日常利用の場所として長年親しまれてきている。

しかしながら、本市のスポーツ需要の高まりから、本公園や他のスポーツ施設では大会開催や市民利用の需要が満たせなくなり、平成13年度から第2運動公園として東光スポーツ公園の整備が開始された。東光スポーツ公園は、現在も整備中ではあるが、本公園と東光スポーツ公園が連携し、また役割分担をしながら、本市のスポーツ活動の拠点としての機能を果たしている。

このような状況の中で、本公園の各種施設は整備から35年以上が経過していることから、施設の老朽化が進行している。特に総合体育館は、一部が現行の耐震基準を満たしていないことや現在のスポーツニーズに対応できていないなどの課題が見受けられる。

そのため、本公園全体の再整備の考え方を整理した花咲スポーツ公園再整備基本構想（以下「再整備基本構想」という。）を令和6年3月に策定し、再整備基本構想に示された新アリーナの整備に向け、施設に必要な機能・規模の設定や本公園内での配置、新アリーナに付随して整備する新たな賑わい施設等を整理した花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（以下「新アリーナ等基本計画」という。）を令和7年3月に策定した。この中で、総合体育館は、建替えにより新たな機能を導入した新アリーナとして整備することとした。令和7年10月には、花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会での議論を経て、新アリーナの整備・運営の事業者募集の事業方式を非保有方式とすることを公表した。

この募集要項は、本事業への応募を検討する団体等に、本事業の目的や基本的な考え方を伝え、本公園の魅力を高める効果的かつ効率的な提案を求め、本事業を最も適正かつ確実に行うことができる者を選定するための公募手続等を定めたものである。なお、応募者は、市及び事業者の双方にメリットがあると考える場合、既存公園施設等の一部又は全部の指定管理を本事業の事業範囲に含めることを提案することができる。

(2) 事業概要

ア 事業名称

本事業の名称は、「(仮称) 旭川新アリーナ等整備事業」とする。

イ 事業地の概要

名称（公園名）	花咲スポーツ公園
所在地	北海道旭川市花咲町1丁目～花咲町5丁目
種類	運動公園
開設年度	昭和15年度（平成2年度に全競技施設の整備が完了）
敷地面積	305,896 m ² （公園全体・告示面積）
土地所有者	旭川市
区域区分	市街化区域
用途地域等	第二種住居地域 建蔽率：60%、容積率200%
防火区域	指定なし（建築基準法22条区域）
地区計画	指定なし



図1 公園全景



図2 施設配置

ウ 本事業の目的

本事業は、総合体育館の建替によるプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナについて、民間事業者のノウハウやアイディアを活用し整備、運営することなどで、本市のスポーツ推進、及び地域の賑わいづくりに資することを目的とする。

エ 事業者募集に係る事業方式

新アリーナの整備・運営については、非保有方式（市ではなく事業者が施設を保有する方式とし、民設民営方式、リース方式及び民間サービスによる代替方式などを想定している。）での提案を求める。非保有方式には、民設民営方式¹並びに「公共施設の非保有方式に関する基本的な考え方」（内閣府）に示すリース方式及び民間サービスによる代替方式が含まれる。なお、市は、2（1）エ（ウ）に定める新アリーナ活用事業として公共的サービスの提供を求め、その対価について負担することを想定している。

なお、応募者は、本事業を効果的かつ効率的に実施する上で、市及び事業者の双方にメリットがあると考える場合、既存公園施設等の一部又は全部の指定管理を本事業の事業範囲に含めることを提案することができる。この場合であって、事業者が既存公園施設等の全部の指定管理を本事業の事業範囲に含めることを提案したときは、事業者は自らの提案内容に基づき指定管理を実施する。一方で、事業者が既存公園施設等の一部の指定管理を本事業の事業範囲に含めることを提案したときは、市及び事業者は事業者の提案を踏まえて協議を行い、指定管理の対象施設、指定管理料等を合意した上で、事業者が指定管理を実施する。

また、市は、本公園全体の再整備に向け、再整備基本構想に基づき、花咲スポーツ公園再整備基本計画（以下「再整備基本計画」という。）の策定作業を進めており、令和7年12月には中間とり

¹ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業方式は含まない。

まとめを行う予定である。

オ 事業提案対象施設及び事業提案内容

(ア) 提案を必須とする施設及び提案内容

a 新アリーナ

非保有方式による施設整備及び管理運営を提案し、実施すること。

b 総合体育館の跡地又はその周辺に整備される施設

次の施設について、施設の整備内容及び管理運営方法を提案すること。なお、市が施設整備を行い、事業者が指定管理を行うことを想定しているが、他の方式による整備及び管理運営を提案することも可能とする。

(a) 駐車場（総合体育館跡地周辺）

(b) キッズパーク

(c) ニュースポーツエリア

(イ) 任意で提案できる施設及び提案内容

a 新アリーナ周辺に整備する収益施設

非保有方式による施設整備及び管理運営提案し、実施することができる。

b 既存施設

次の施設の一部又は全部の指定管理を行うことを提案し、実施することができる。

事業者は指定管理を行う施設の大規模改修の内容を提案することができる。事業者から大規模改修の内容の提案があった場合、市はその改修内容及び費用負担、改修時期、管理運営方法等について事業者と協議する²。

(a) 陸上競技場

(b) プール

(c) 馬場

(d) 硬式野球場（スタルヒン球場）

(e) 硬式テニスコート

(f) 軟式テニスコート

(g) 軟式野球場

(h) 和弓場

(i) 洋弓場

(j) 球技場

(k) 駐車場（公園南西側）

(l) 広場、園路、便所、管理事務所、危険物貯蔵庫等

カ 事業内容

² 施設の大規模改修は、再整備基本構想及び再整備基本計画に基づき市が行い、事業者が指定管理を行うことを想定しているが、他の方式による整備及び管理運営を提案することも可能とする。

(ア) 設置許可による新アリーナの整備・運営

事業者は、都市公園法第5条第1項に基づく設置許可を受けて、自らの責任及び費用負担において、新アリーナを整備・運営する。また、事業者は、設置許可による収益施設の整備・運営を提案することができる。整備区域は図3に示す範囲を基本とし、詳細は事業者の提案に基づき市及び事業者が協議して定める³。

(イ) 総合体育館の跡地又はその周辺に整備される施設の整備計画

事業者は、応募段階で、図3に示す連携区域の再整備について、新アリーナ等基本計画を踏まえ、駐車場（総合体育館跡地周辺）、キッズパーク及びニュースポーツエリアの整備方針、エリア内の施設配置、動線、サイン、照明等に関する提案を行い、事業開始後、総合体育館の解体を含め、市が行う施設整備に係る調整に協力する。これらの施設について、独立採算により事業者が整備・運営する提案を行うことは妨げない。

(ウ) 既存公園施設等の管理運営等を提案する場合の事業内容

- a 事業者は、既存公園施設等の指定管理を行うことを提案した場合、既存公園施設等⁴の指定管理者に指定され、新アリーナの整備・運営と一体的に管理運営を行う。
- b 既存公園施設等の指定管理は、令和11年4月1日から開始する。
- c 現在市の収入となっている有料公園施設の使用料等については、利用料金制を導入し、指定管理者の収入とすることで、更に意欲を向上し目標（インセンティブ）を持てる仕組みとする⁵。
- d 指定管理期間は新アリーナの整備・運営に係る設置許可の期間に合わせて設定し、長期的な経営視点に立った運営を行う。
- e 市は、事業期間中に再整備基本計画に基づき、既存公園施設等の機能維持のための改修を行う想定である。
- f 市は、既存公園施設の大規模改修の提案があった場合は、再整備基本構想及び再整備基本計画中間とりまとめを踏まえると共に、本市のスポーツ推進等に資する内容であるかを判断し、大規模改修の内容及び実施の可否について、事業者と協議する。

³ 新アリーナとは別の区域に収益施設を整備・運営するため、連携区域内において複数の整備区域を提案することを妨げない。

⁴ 事業者が既存公園施設等の一部の指定管理を提案した場合、市と協議の上で合意した施設に限る。

⁵ 利用料金制の導入は旭川市都市公園条例の改正を前提としており、現時点で確定したものではない。



図3 整備区域及び連携区域

キ 費用負担及び役割分担

新アリーナ整備・運営は事業者が自らの費用負担で行う。

事業者が既存公園施設等の指定管理を行うことを提案した場合の費用負担及び役割分担は次とおり。なお、本事業の対象施設ではない総合体育館、相撲場及び児童遊戯施設は、市の費用で解体する。

		新アリーナ (2) オ (ア) a、 (イ) a	既存公園施設等 ⁶	
			既存公園施設 (2) オ (イ) b	駐車場等 (2) オ (ア) b
設計整備	実施主体	事業者	市	市
	費用負担	事業者	市	市
	位置づけ	民間事業（設置許可）	公共工事	公共工事
所有		事業者	市	市
管理運営	実施主体	事業者	事業者	事業者
	費用負担	事業者	事業者及び市 ⁷	事業者及び市 ⁸
	位置づけ	民間事業（設置許可）	指定管理事業	指定管理事業
解体	実施主体	事業者	—	—
	費用負担	事業者	—	—
	位置づけ	民間事業	—	—

ク 提案上限額

2（1）に定める新アリーナ活用事業の時間枠の対価又はリース料の提案上限額及び既存公園施設等の全部の指定管理を提案する場合の指定管理料の提案上限額は、募集要項等公表時に示す。

⁶ 事業者が既存公園施設等の一部の指定管理を提案した場合は、市及び事業者が合意した既存公園施設等に限る。

⁷ 利用料金及び市からの指定管理料で管理運営に必要な費用を賄う。

⁸ 利用料金及び市からの指定管理料で管理運営に必要な費用を賄う。

ケ 事業期間

本事業の事業期間は工事着手（設置許可日）から30年間を想定する。

設置許可の期間は、工事着手（設置許可日）から10年が経過する日が属する年度の前年度末日までとし、その後については、設置許可の期間終了前に改めて許可要件を満たしていることを確認し、10年間の設置許可の更新を2回行う想定である。3回目以降については、市及び事業者が事業の継続の要否について協議を行い、合意した場合のみ更新を行う。

事業者は、最後の設置許可の期間内に、自らの責任及び費用負担において、新アリーナの除却及び原状回復を行う。ただし、市及び事業者が合意した場合、市は新アリーナを事業者から無償で譲受することができる。

事業者が既存公園施設等の指定管理を担う場合の指定管理期間は、令和11年4月1日に開始し、設置許可の期間終了日までとする。設置許可が更新された場合、指定管理の終了日も更新される。

【事業期間のイメージ（30年で事業終了する場合）】

事業者選定～着工前	事業者選定	令和8年6月
	基本協定書締結	令和8年9月
	準備・設計	令和8年6月～令和10年3月頃 (事業者の提案による)
着工後～設置許可1回目終了	新アリーナ建設	令和10年4月頃から令和12年度中(事業者の提案による)
	新アリーナ運営	令和12年度中～令和20年3月
	指定管理	令和11年4月～令和20年3月
設置許可2回目	新アリーナ運営	令和20年4月～令和30年3月
	指定管理	令和20年4月～令和30年3月
設置許可3回目	新アリーナ運営	令和30年4月～令和39年度半ば
	新アリーナ解体 ⁹	令和39年度半ば～令和40年3月
	指定管理	令和30年4月～令和40年3月

（3）募集手続

ア 募集及び選定の方法

市は、本事業への参画を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者を選定する。選定に当たっては、内容を総合的に審査し、その評価の高い者の順に契約交渉権を付与する公募型プロポーザル方式による。

⁹ 収益施設を整備した場合は収益施設の解体も含む。

イ 募集及び選定のスケジュール

日程	内容
令和7年10月24日	募集要項（案）・要求水準書（案）（以下「募集要項等」という。）の公表
令和7年10月24日～10月31日	募集要項（案）等に関する個別対話の参加申込の受付
令和7年11月17日～11月19日	募集要項（案）等に関する個別対話
令和7年11月26日	募集要項（案）等に関する個別対話の結果概要公表
令和8年1月	募集要項等の公表
令和8年1月	募集要項等に関する説明会
令和8年1月	募集要項等に関する質問の受付
令和8年2月	募集要項等に関する質問への回答
令和8年2月	参加資格確認申請の受付
令和8年2月	参加資格確認結果の通知
令和8年3月	一次提案書の受付
令和8年3月	一次審査結果の通知
令和8年4月	個別対話
令和8年5月	二次提案書の受付
令和8年6月	プレゼンテーション・ヒアリング
令和8年6月	優先交渉権者の公表
令和8年9月	基本協定書の締結

ウ 参加資格等

（ア） 参加資格

応募者は、次の事項をすべて満たす必要がある。

- a 応募者は、新アリーナの設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務、既存公園施設等の指定管理業務並びにその他の業務を担うことを予定する、複数の法人によって構成されるグループとする。
- b 応募者は、グループとして、事業期間中、対象施設を一体的に安全かつ円滑に管理運営できる経営の規模及び能力を有すること。
- c 全ての構成企業が失格事項（後掲）に該当している者でないこと。
- d 構成企業及び構成企業と資本面又は人事面において関連のある者は、他の応募者の構成企業になることができない。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）。

（イ） 代表企業及び構成企業の扱い

- a 構成企業の中から代表企業を1者定め、代表企業が応募者を代表して応募手続を行うこと。また、代表企業は、事業の推進にあたり、事業全体の統括、構成企業間の連絡調整、市その他関係者等の調整窓口等を担うこと。

- b 代表企業及び構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、構成企業については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがある。その場合、必要に応じて書類の再提出を求める。
- c 構成企業間で責任分担を明確に定めた協定等を締結し、その写しを提出すること。
- d 代表企業及び構成企業は、募集要項等及び事業提案書の内容に従って本事業を実施する責務を負う。

(ウ) 各業務を担う構成企業に必要な参加資格

各業務を担う構成企業に必要な参加資格を次のとおり定める。各業務の主たる部分を行う企業は構成企業でなければならず、構成企業は担う業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

- a 新アリーナの設計業務を担う構成企業に必要な参加資格
 - (a) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。ただし、複数の構成企業が担う場合は、少なくとも1者が満たせばよい。
 - (b) 設計業務を担う構成企業には、平成22年度以降に旭川市内において、延床面積5,000m²以上の建築物（工事が完了し、発注者への引渡しが完了しているものに限り、建築物用途分類において「工場及び作業場」又は「倉庫」に該当するものを除く。）に係る実施設計業務を元請として完了した実績を有する法人を1者以上含むこと。
- b 新アリーナの工事監理業務を担う構成企業に必要な参加資格
 - (a) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。ただし、複数の構成企業が担う場合は、少なくとも1者が満たせばよい。
- c 新アリーナの建設業務を担う構成企業に必要な参加資格
 - (a) 建設業法別表第1の左欄に掲げる建設工事の種類のうち、自らが担う工事に対応した工種に該当する業種分類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- d 既存公園施設等の指定管理を担う構成企業に必要な参加資格
 - (a) 運動施設に係る2年以上の指定管理業務の元請け実績を有すること。ただし、複数の構成企業が担う場合は、少なくとも1者が満たせばよい。

(エ) SPCの設立等

- a 応募者は、本事業の実施のためにSPCを設立する場合、事業提案書において、SPCの出資構成、SPC設立のスケジュール等を示し、事業期間にわたって募集要項等及び事業提案書の内容に従って本事業を安定的に実施できることを説明すること。
- b 応募者は、新アリーナの整備・運営のために不動産証券化スキームを採用する場合、事業提案書において、新アリーナの所有者、アセットマネジメント業務及びプロパティマネジメント業務を担う構成企業の企業名等を示し、事業期間にわたって募集要項等及び事業提案書の内容に従って本事業を安定的に実施できることを説明すること。

(オ) 地域経済等への配慮に関する事項

- a 応募者には旭川市内に本店を有する法人をなるべく多く含むよう努めること。
- b 建設業務を担う構成企業には、旭川市内に本店を有する法人を1者以上含むこと。
- c 事業期間を通じて、旭川市内の法人との連携・協力、旭川市内の人材の雇用等、旭川市の経済への貢献等に努めること。

エ 失格事項

参加資格申請の受付最終日において、次の事項に該当する応募者は失格とする。グループで応募する場合、構成企業のうち1者でも次の事項に該当した場合は当該応募者を失格とする。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されている。
- (イ) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている。ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている。ただし、再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (オ) (ウ) 及び (エ) 他、経営状態が著しく不健全である。
- (カ) 以下の者又は以下の者と資本面若しくは人事面において関連のある者である。
 - a 有限責任あずさ監査法人
 - b イー・トップ株式会社
 - c 株式会社ドーコン
 - d ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
- (キ) 花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者。

オ 参加資格の確認等

(ア) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請の受付終了日とする。

(イ) 参加資格確認基準日以降の取扱い

参加資格確認基準日から二次提案書の提出締切日までの間に、応募者の構成企業が参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、次のいずれかの場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとする。

- a 応募者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を満たす構成企業を補充し、構成企業変更承諾願等の必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認し、これを認めたとき。
- b 構成企業が複数の場合で、参加資格を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての参加資格を満たすことを市が認めたとき。

(ウ) 二次提案書提出締切日以降の取扱い

二次提案書の提出締切日の翌日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者の構成企業が参加資格を欠くに至った場合、市は当該応募者を審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、次のいずれかの場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- a 応募者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を満たす構成企業を補充し、構成企業変更承諾願等の必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認するとともに、事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- b 構成企業が複数の場合で、参加資格を欠いた構成企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

カ 公募の実施に関する事項

(ア) 募集要項（案）等の公表

本事業の募集要項（案）及び要求水準書（案）（以下「募集要項（案）等」という。）を市ウェブサイトにおいて公表する。

(イ) 募集要項（案）等に関する個別対話

民間事業者の創意工夫が発揮される募集要項等を作成するため、下記のとおり、市及び民間事業者による個別対話を実施する。

a 参加対象者

本事業への参画に関心を有する法人又は複数の法人によるグループを対象とする。本個別対話への参加は応募に当たっての義務ではなく、参加の有無は提案審査に影響しない。

b 参加申込期間

令和7年10月24日（金）～令和7年10月31日（金）

c 参加申込方法

募集要項（案）等に関する個別対話参加申込書【様式1】を事務局まで電子メールにて提出すること。また、電子メールの件名に「個別対話申込」と記載すること。電子メールの送信後、電話にて受信を確認すること。

d 実施時期及び会場

実施時期は、令和7年11月17日（月）～令和7年11月19日（水）の間を予定し、実施方法は、オンライン会議とする。

令和7年11月5日（水）までに、個別対話参加申込書に記載の担当者宛てに、詳細な実施日時及び会議URLを電子メールにて連絡する。

e 個別対話の方法

- (a) 参加人数は10名以内とする。
- (b) 令和7年11月5日(水)17時までに募集要項(案)等に関する個別対話調査票【様式2】及び事前質問【様式3】を事務局まで電子メールにて提出すること。また、電子メールの件名に「個別対話調査票」と記載すること。電子メールの送信後、電話にて受信を確認すること。
- (c) 可能な範囲で、令和7年11月12日(水)12時までに、①実施体制、②事業収支計画、③資金調達計画及び④新アリーナ活用事業に係る対価の額とその内訳(時間枠)¹⁰⁾について、現時点で想定される内容を事務局まで電子メールにて提出すること。提出可能な資料がない場合、その旨を事務局まで電子メールにて提出すること。電子メールの件名に「個別対話任意提出資料」と記載すること。電子メールの送信後、電話にて受信を確認すること。
- (d) 本個別対話は、市と参加者の意思疎通を図る場であり、提案内容に関わる対話も想定されることから、申込を行った参加者ごとに個別に行う。
- (e) 本個別対話の結果については、公募の公平性を確保するために公表する必要があると市が考える事項があれば、共通認識事項として公表する。ただし、参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容は公表しない。

(ウ) 募集要項等の公表

本事業の募集要項等を市ウェブサイトにおいて公表する。

(エ) 募集要項等に関する説明会

本事業に対する応募者の参入促進のため、募集要項等に関する説明会を開催する。詳細は募集要項等公表時に示す。

(オ) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等公表時において示す。

(カ) 参加資格確認申請の受付及び確認結果の通知

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格に関する書類を提出し、市の確認を受けなければならない。なお、期限までに提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。詳細は募集要項等公表時において示す。

(キ) 参加資格確認結果の理由説明

参加資格がないと認められた応募者は、市に対して参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。詳細は募集要項等公表時に示す。

(ク) 一次提案書の受付

参加資格があると認められた応募者に対して一次提案書の提出を求める。詳細は募集要項等

¹⁰⁾ リース方式の提案を想定する場合はリース料の金額とその設定根拠とする。

公表時に示す。

(ケ) 一次審査結果の理由説明

一次審査を通過しなかった応募者は、市に対して一次審査を通過しなかった理由の説明を求めることができる。詳細は募集要項等公表時に示す。

(コ) 個別対話

市及び応募者が十分な意思疎通を図ることにより、応募者が本事業の趣旨、要求水準書等の意図を理解することを目的として、市及び一次審査を通過した応募者による個別対話を実施する。詳細は募集要項等公表時に示す。

(サ) 二次提案書の受付

一次審査を通過した応募者に対して二次提案書の提出を求める。詳細は募集要項等公表時に示す。

(シ) 提案の辞退

参加資格があると認められた応募者が一次提案書の提出を辞退する場合、及び一次審査を通過した応募者が二次提案書の提出を辞退する場合は、それぞれの提案書の提出期限までに、提案辞退届を提出すること。詳細は募集要項等公表時に示す。

(4) 選定手続

ア 選定委員会の設置

市は、学識経験者等から構成される選定委員会を設置し、選定委員会において、応募者から提出された提案書の審査を実施する。

選定委員会の委員は以下のとおりである。なお、選定委員会は非公開とする。

区分	氏名	所属・役職
委員長	杉村 樹可	旭川市立大学経済学部 教授
委員	安藤 秀俊	北海道教育大学教育学部旭川校理科教育教室 教授
	赤堀 達也	旭川市立大学短期大学部幼児教育学科 准教授
	薄井 タカ子	税理士法人薄井会計 代表社員
	熊谷 好規	旭川市総合政策部長
	菅原 稔	旭川市観光スポーツ部長
	富岡 賢司	旭川市土木部長

市職員である委員に異動があった場合は、後任者をもって充てる。

なお、応募者又は構成企業が、優先交渉権者決定前までに、委員会の委員に対し、公募に関して自己に有利になる目的のため、接触等働きかけを行った場合、失格とする。

イ プレゼンテーション・ヒアリング

事業提案書の審査に当たって、応募者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施する。詳細は募集要項等公表時に示す。

ウ 評価の基準

評価の基準については、募集要項等公表時に示す。

エ 優先交渉権者等の決定及び公表

提出された提案書について、選定委員会が提案価格、事業計画、新アリーナの施設整備、運営、既存公園施設等の管理運営等に関する提案内容を総合的に評価し、市は、選定委員会による審査の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）を決定する。

市は、優先交渉権者等を決定したときは、全ての応募者へ結果を通知する。

オ 審査結果の公表

市は、優先交渉権者等の決定後、審査結果を市ウェブサイトで公表する。なお、審査結果に関する問合せには応じない。

（5）契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

（ア）締結に係る協議

市は、優先交渉権者の決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき、優先交渉権者の構成企業と今後の手続の進め方等について協議を行い、協議が調った場合には、優先交渉権者の構成企業と、本事業に関する市及び事業者の権利・義務を定めた基本協定を締結する。

市は、優先交渉権者の構成企業との協議が調わなかった場合、次点交渉権者の構成企業と協議を行い、協議が調った場合には、次点交渉権者の構成企業と基本協定を締結する。

（イ）基本協定を締結しない場合

優先交渉権者の決定日の翌日から基本協定の締結日までの間に、優先交渉権者の構成企業が参加資格を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と基本協定を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、次のいずれかの場合に限り、市は当該優先交渉権者と基本協定を締結する。

- a 優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を満たす構成企業を補充し、構成企業変更承諾願等の必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認するとともに、事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- b 構成企業が複数の場合で、参加資格を欠いた構成企業を除く構成企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

イ 設置許可の申請

事業者は、新アリーナの着工前に、市に対して、着工日から10年が経過する日が属する年度の前年度末までの設置許可を申請する。市は、新アリーナの設計が事業提案書の内容に沿って行われ

ていることを確認できた場合、設置許可を与える。設置許可申請書及び設置許可書の様式は、旭川市都市公園条例施行規則に定めるとおりとする。

市は、10年間の設置許可を2回更新する想定であり、事業者は設置許可の期間終了日前に更新の申請を行う。

なお、設置許可を受ける主体は事業提案書に記載された構成企業を想定するが、SPCの設立や不動産証券化スキームを前提とした提案を行って市に認められた場合、事業提案書に記載した体制に従って、適切な者が設置許可を申請すること。

ウ 指定管理者の指定

市は、令和11年度から既存公園施設等の管理運営を事業者に行わせるため、議会の議決を経て、事業者を指定管理者に指定する。

市は、事業者への設置許可を更新する際、議会の議決を経て、指定管理の期間を延長する。

なお、市議会において指定管理者の指定の議案が否決された場合においても、事業者が本件に支出した費用について、市は補償しない。

(6) 応募に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、二次提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

イ 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

ウ 提出書類の差替えの禁止

応募者は、提出期限以降における事業提案書の差替え及び再提出をすることができない。

エ 提案の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (ア) 参加資格を有さない者がした提案
- (イ) 提案に際して談合等による不正行為をした者の提案
- (ウ) 必要な書類に応募者の署名又は押印がなされていない提案
- (エ) 価格提案書の記載事項が確認できない提案
- (オ) 価格提案書の金額を訂正している提案
- (カ) 募集手続に関係のない事項を記載した提案
- (キ) 事業提案書の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない提案
- (ク) 提案に必要な書類が不足している提案

オ 費用の負担

応募者の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

カ 市の提供する資料の取扱い

応募者（二次提案書の提出までに辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を本募集に係る検討以外の目的で使用してはならない。

キ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

ク 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、事業提案書及びプレゼンテーションにおいて市に提示した提案については、事業者がこれを履行する義務を負う。また、ヒアリング時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

ケ 提案書類の返却

応募者から提出を受けた事業提案書は返却しない。

コ 使用言語、単位及び時刻

応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

サ 著作権

応募者から提出された事業提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業に関する講評を行う場合その他市が必要と判断した場合、優先交渉権者の提案書の一部又は全部を無償で使用できる。また、優先交渉権者以外の応募者の提案書については、本事業に関する公表を行う場合に限り、市は、事業提案書の一部を無償で使用できる。

シ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

ス 募集の延期等

市は、特に必要があると認めた場合、募集を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(7) 事務局連絡先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

旭川市観光スポーツ部スポーツ施設整備課

電話 0166-25-9864

FAX 0166-26-8624

電子メールアドレス spo-seibi@city.asahikawa.lg.jp

2 新アリーナの整備・運営

(1) 事業概要

ア 事業内容

新アリーナの整備・運営に関する事業内容は、以下のとおりとする。詳細は、要求水準書を参照すること。

- (ア) 新アリーナの整備・運営
- (イ) 収益施設の整備・運営（任意）
- (ウ) 新アリーナ活用事業
- (エ) 連携区域の再整備に係る協力

イ 整備区域

新アリーナ及び収益施設を整備可能な区域は、図4の整備区域を基本とする。詳細は、事業者の提案に基づき、市及び事業者が協議して定める¹¹。なお、総合体育館は新アリーナの供用開始まで解体されないことを前提に整備区域を提案すること。



図4 新アリーナ及び収益施設の整備区域

ウ 業務の実施に必要な手続

- (ア) 新アリーナ及び収益施設の整備・運営に係る設置許可の申請

事業者は、市に対して、新アリーナ及び収益施設の整備・運営のため、都市公園法第5条第1項に基づく設置許可を申請する。市は、申請内容が募集要項等及び事業提案書の内容に沿っていることを確認し、事業者に対して設置許可を与える。

- (イ) 新アリーナ活用事業に係る毎年度の書面合意

市及び事業者は、協議の上、募集要項等及び事業提案書に基づき、次のエ（ウ）に定める新

¹¹ 新アリーナとは別の区域に収益施設を整備・運営するため、連携区域内において複数の整備区域を提案することを妨げない。

アリーナ活用事業の詳細な実施内容及び対価を書面で合意する。

エ 事業者の収入および支出

(ア) 新アリーナの整備・運営

事業者は、自らの責任及び費用負担によって、新アリーナを整備・運営する。

新アリーナの設置許可使用料は、旭川市都市公園条例の別表（3）によって参照される旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の別表に基づき算出された金額とする。なお、市は、現時点において当該別表中の「当該土地の適正な価格」を21,519円／m²と想定しているが、金額は変動する可能性があり、事業者は設置許可時に算出された金額を支払う。設置許可を更新する際は、更新時に算出された金額を支払う。

事業者は、新アリーナの利用料金を自由に設定し、利用者から收受する。また、ネーミングライツや広告収入等の非貸館収入等を契約者から收受する。

(イ) 収益施設の整備・運営

事業者は、自らの責任及び費用負担によって、収益施設を整備・運営することができる。収益施設とは、都市公園法第5条の2第1項に定める休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設等をいう。

収益施設の設置許可使用料は、(ア)の新アリーナと同様に算出された金額とする。

事業者は、収益施設に係る料金等を自由に設定し、利用者から收受することができる。

(ウ) 新アリーナ活用事業

市は、新アリーナが、スポーツを「観る」観点から、高付加価値のサービスを提供するプロフィットセンターとしての機能が発揮される施設になることを期待している。また、スポーツを「する」観点から、東光スポーツ公園複合体育施設との役割分担の下、「市民の日常的個人利用」、「スポーツ大会を目的とした施設利用」、「市事業ほかコンベンション利用」の大きく3つの観点において役割を担い、市民がスポーツを中心とした様々な活動を行う拠点となることを期待する。市は、これらの公共的サービスを提供するための日数や時間として確保する「時間枠」への対価を負担する手法や、新アリーナのうち「公共的利用エリア」を設定した上で市が事業者からこれを借り受け、当該部分のリース料を負担する手法などにより、スポーツを「する」観点で新アリーナが果たす公共的な役割への対価を支払う想定である。

なお、新アリーナに期待する公的な役割は、事業期間を通じて変化することが考えられるため、時間枠の考え方による場合は、市及び事業者は、毎年度協議を行い、合意に基づき時間枠や対価を変更することを想定する。

オ 事業終了時の措置

事業者は、本事業期間の終了日までに、自らの責任及び費用負担において、新アリーナ及び収益施設の原状回復を行う。ただし、市及び事業者が合意した場合、市は新アリーナを事業者から無償で譲受することができる。

(2) リスク分担の考え方

事業者は、原則として、新アリーナの整備・運営に関する一切の責任を連帶して負う。例外的に市が責任を負担する事項については、「4 リスク分担表」に定める。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

事業者は、新アリーナの管理運営に関する年度業務報告書並びに構成企業の決算書及び会計監査報告書を提出する。市は、事業者が提出する書類に基づき、事業者の業務実施状況や経営状況を確認するとともに、必要に応じてヒアリングや立入調査を行い、募集要項等及び事業提案書に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかどうか、経営状況が健全かどうか等を確認する。

市は、新アリーナの運営が募集要項等及び事業提案書に従って適正に実施されていないと認める場合、事業者に対して業務の改善を指示する。この場合、事業者は速やかにこれに応じ、改善結果について文書により市に報告する。

(4) 事業破綻時の措置

事業期間内に事業者による事業が破綻した場合、事業者は、市の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継させることを可能とする。

承継しない場合、事業者の負担により新アリーナを撤去し、原状回復する。ただし、市及び事業者が協議して合意した場合、市は新アリーナを無償で譲受することができる。

なお、新アリーナの無償譲渡の合意がなされず、かつ、事業者が原状回復を行わない場合、市は事業者に代わって撤去工事を行い、その費用を事業者へ請求する。

また、事業者は、保証金を市に預託する。保証金の金額は、募集要項等公表時に示す。保証金は、事業期間中、市が無利子で預かることとし、事業期間終了又は基本協定解除に際し、事業者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証金を充当の上、残額を事業者に返還する。

3 既存公園施設等の指定管理¹²

(1) 事業概要

ア 指定管理範囲

指定管理者による管理区域は、本公園において、1（2）オ（イ）に示す既存公園施設等とする。

ただし、応募者は、既存公園施設等の指定管理を提案する場合、既存公園施設等の一部のみを指定管理範囲とすることを提案することができ、この場合、市及び事業者は協議して指定管理範囲、指定管理料等を定める。

イ 利用料金

指定管理者は、旭川市都市公園条例第3条第1項各号に掲げる行為に係る許可及び第12条第2項に定める有料公園施設（既存公園施設等に限る。）の利用料金について、条例に定める額を自らの収入として收受する。

なお、条例に定める額は、令和8年度に改正を予定している。

(2) 指定管理者が行う業務

ア 指定期間

令和11年4月1日から令和20年3月31日までとし、その後、設置許可が更新されるたびに非公募で指定期間を更新する¹³。設置許可が終了となる際、同時に指定管理者の指定も終了することを想定する。

指定管理者の更新時には、市は、管理運営状況等について評価を行い、評価の結果、指定管理者が募集要項等を遵守していないと判断した場合、指定管理の更新を行わないことがある。

イ 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務については、下記のとおりとし、詳細は要求水準書に定める。

（ア）既存公園施設等の管理運営

（イ）自主事業

- a 指定管理者は、本公園の設置目的の達成に寄与し、ひいては市民の満足度を上げるため、既存公園施設等の管理運営に関する業務を妨げない範囲において、本施設を活用し、自主事業を実施することができる。
- b 自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は、指定管理者に帰属する。なお、既存公園施設等の管理運営に関する業務と自主事業とは経理を明確に区分すること。
- c 自主事業の実施において、第三者に損害を与えた場合の損害賠償など当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者において対処する。
- d 自主事業の実施にあたり、指定管理者は、市から事業内容の事前承認を受け、必要な使用許可手続をし、使用料若しくは利用料金又はその両方を納付すること。なお、市が必要が

¹² 「3 既存公園施設等の指定管理」は、特段の記載がない限り、事業者が既存公園施設等の全部の指定管理を担う場合の想定を記載している。

¹³ 旭川市指定管理者制度運用ガイドラインでは指定管理の期間は原則5年間としており、本事業における指定管理期間は現時点で確定したものではない。

あると認めるときは、自主事業実施に当たり、条件を定めることがある。

- e 公園全体及び各公園施設（新アリーナを除く。）におけるネーミングライツパートナーの募集及び広告事業は市が行うことを想定しているが、事業者がこれを行い、収入の一定割合を市に還元する提案を行うことも可能とする。この場合、市及び事業者は協議を行い、ネーミングライツ及び広告の扱いを決定する。

（ウ）利用料金及び指定管理料

- a 既存公園施設等の指定管理に当たっては、利用料金制度を採用するため、利用料金については、指定管理者が自らの収入として收受できる。
- b 利用料金は、旭川市都市公園条例に規定する金額とする。ただし、条例に定める減免措置は、従前と同様に適用される。この減免分は指定管理料に含まれており、別途市が補填することはない。
- c 指定管理者となる日より前に、施設使用者が市に納付した使用料のうち指定期間中の使用に係る料金収入については、指定管理者に帰属するものであり、応募者が提案する指定管理料に含まれる。
- d 指定期間中に施設使用者から收受した施設利用料金のうち指定期間が満了する日の翌日以降の施設使用に係る料金収入（前受分）については、新たな指定管理者又は市に帰属するものであり、速やかに引き継ぐこと。
- e 指定管理料は、既存公園施設等の指定管理業務に伴う必要経費と利用料金等の収入とを勘案して、その金額と考え方について、具体的に提案すること。
- f 指定管理料は、応募者から提出された事業提案書に基づいて、基本協定書で定める額とする。ただし、既存公園施設等の一部を対象に指定管理業務を行うことを提案した場合は、事業提案書に基づき市及び事業者が協議して基本協定書で定める額とする。
- g 指定管理料の提案において自主事業からの繰入金を勘案した場合は、当該自主事業が実際に実施できるかどうかにかかわらず、基本協定書で定める指定管理料で指定管理業務を実施すること。
- h 市及び事業者は、設置許可の更新に合わせて指定期間を更新する際、次期の指定管理料を協議の上、合意に基づき指定管理料を変更する。
- i 市は、事業期間を通じて、既存公園施設等の機能維持のための改修を行う想定である。また、総合体育館の跡地周辺には駐車場、キッズパーク、ニュースポーツエリア等を整備する想定である。当該改修・整備によって指定管理料を変更する必要がある場合は、市及び事業者は協議の上、合意に基づき指定管理料を変更する。

（エ）指定管理者の指定及び業務引継ぎ

- a 指定管理者の指定は、旭川市議会での議決を経て行う。なお、設置許可の更新に合わせた指定の更新にも、旭川市議会の議決を要する。
- b 指定管理協定の発効までに、市から業務引継ぎを行う。引継ぎに要する全ての経費は指定管理者の負担となる。
- c その他、詳細については、市と指定管理者とが協議する。
- d 指定期間が満了する年度においては、当該年度の11月から3月にかけて、引継ぎ事務が

発生する。この場合も、市と詳細な事項について協議の上、引継ぎを行うこと。

(才) その他（留意事項等）

- a 市及び指定管理者のリスク分担については、「4 リスク分担表」に示す。
- b 指定管理者は、その地位によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。
- c 指定管理者は、管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- d 指定管理者は、事前に書面による市長の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- e 管理業務に際しては、守秘義務の遵守を徹底すること。管理業務に関して保有する個人情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に従い、旭川市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。
- f 管理業務に関する情報の公開については、旭川市情報公開条例の趣旨を踏まえ、公開に努めること。
- g 施設の管理運営に関する業務の実施状況に対する評価結果については、公表を想定する。
- h 施設の管理運営に関する業務の収支については、公表を想定する。

ウ プロフィットシェアリング

市は、毎事業年度の既存公園施設等の利用料金収入及び自主事業収入が一定の基準を上回った場合、その一部を市に還元することを求める想定である。詳細は募集要項等公表時に示す。

4 リスク分担表

本事業の実施における主なリスクに関する基本的な考え方は下表のとおりとする。

【共通】

リスク	内容	負担者	
		市	事業者
税制の変更	一般的な税制の変更		<input type="radio"/>
	業務の継続に重大な影響を及ぼす変更		協議事項
事業の変更・中止・ 延期・遅延	市の責任による中止・延期・遅延	<input type="radio"/>	
	事業者の責任による中止・延期・遅延		<input type="radio"/>
	事業者の事業放棄・破綻		<input type="radio"/>
書類の瑕疵	市が作成・公表した募集要項や業務仕様書等の瑕疵による損害	<input type="radio"/>	
	事業者が作成・提出した事業計画書等の瑕疵による損害		<input type="radio"/>
土壤汚染・地下埋設物・埋蔵文化財リスク	市が事前に提示した資料に明示されているもの		<input type="radio"/>
	市が事前に提示した資料からは予見できないもの	<input type="radio"/>	
利用者への対応	事業者が行う管理・運営業務及び提案に基づき実施する業務等に起因する訴訟・苦情・要望等の対応		<input type="radio"/>

【新アリーナ及び収益施設の整備・運営】

リスク	内容	負担者	
		市	事業者
法令変更	事業者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	△ (※1)	○
許認可の遅延等	市の事由によるもの 上記以外の事由によるもの	○ ○	
第三者に生じた損害 の賠償責任	市の事由によるもの 上記以外の事由によるもの	○ ○	
資金調達	必要な資金確保		○
不可抗力	不可抗力(暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動 その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない 自然的又は人的な現象)に伴う、施設・設備の修復による 経費の増、事業の履行不能に伴う収入の減等	△ (※1)	○
申請・引継等の経費	事業者の申請及び施設運営の引継並びに原状回復等に 伴う経費		○
運営費の増大	市の責任による運営費の増大 市以外の要因による運営費の増大	○ ○	
施設の修繕等	施設の損傷		○
需要変動	利用者数の変動等に伴う収入の減等		○
債務不履行	市の事由による協定内容の不履行 認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行	○ ○	
性能リスク	市が要求する業務要求水準の不適合に関する事項		○
損害賠償	施設の不備および施設管理上の瑕疵による事項		○
運営リスク	施設の機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災 等の事故による臨時休業等		○
その他		協議事項	

※：法令変更及び不可抗力に該当する事由が生じた場合は、協議により、事業者が自ら提案した事業計画の変更を認めることも検討する。

【既存公園施設等の指定管理】

リスク	内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	広く事業者一般を対象とした法令等の変更		○
税制の変更	一般的な税制の変更		○
	指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼす変更	協議事項	
物価変動	物価の上昇に伴う経費の増（指定管理料で賄われる部分）	○	△ (※1)
	物価の上昇に伴う経費の増（上記以外）		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要変動	利用者数の変動等に伴う収入の減等		○ (※2)
不可抗力	不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動 その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない 自然的又は人的な現象）に伴う、施設・設備の修復による 経費の増、事業の履行不能に伴う収入の減等	○	△ (※3)
事業の中止	施設設置の瑕疵や経年劣化による施設の損壊、施設の 改築や大規模改修等による事業の中止	○	
	市の責めによる事業の中止	○	
	指定管理者の責めによる事業の中止		○
書類の瑕疵	市が作成・公表した募集要項や業務仕様書等の瑕疵に による損害	○	
	指定管理者が作成・提出した事業計画書等の瑕疵によ る損害		○
物品及び施設等の修 繕	大規模な改修、経年劣化等による大規模な修繕	○	
	経常業務に伴う小規模な修繕（維持管理不足も含む）	○	○ (※4)

リスク	内容	負担者	
		市	指定管理者
	指定管理者の責めによる物品及び施設等の損傷に伴う修繕		○
セキュリティ	警備不備等による情報の漏洩、犯罪の発生等		○
申請・引継ぎ等の経費	事業者の申請及び施設運営の引継並びに原状回復等に伴う経費		○
利用料金等の額の改定	事業者の提案により利用料金等の額を改定したことに伴う利用者数の増減、又は利用料金収入の増減		○
	上記以外の利用料金等の額の改定に伴う利用者数の増減、又は利用料金収入の増減	協議事項 (※5)	
第三者に生じた損害の賠償責任	指定管理者の責めにより、管理業務の実施に関して第三者者へ損害を与えた場合		○
	上記以外のもの	協議事項	
周辺地域・住民利用者への対応	地域・住民との協調		○
	施設管理、運営業務内容等に対する利用者等からの要望等への対応		○
その他		協議事項	

※1：一定以上の割合まで事業者の負担、それ以上については、指標に基づき指定管理委託料を改定することを検討している。

※2：想定以上の収入を得た場合に、基準額を上回った分について市に還元を求める検討している。

※3：一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は市負担とすることを検討している。

※4：1件あたり50万円（税込）未満の修繕については、指定管理者の負担により実施する。

※5：利用料金等の額の改定に伴い利用者数の減少（または増加）、又は利用料金収入が減少（または増加）した場合、市と指定管理者の協議の上、指定管理料の見直しを行うことを検討している。